

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年12月10日提出
【計算期間】	第14特定期間 (自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日)
【ファンド名】	フィデリティ・USリート・ファンドA (為替ヘッジあり) フィデリティ・USリート・ファンドB (為替ヘッジなし)
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 トーマス・バルク
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	赤川 和人
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【電話番号】	03-4560-6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・USリート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（以下「REIT（リートと読みます。））」とすることがあります。）に投資を行ない、配当等収益の確保を図るとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、AコースおよびBコースの合計で8,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。

また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

「Aコース」、「Bコース」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

不動産投信...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「Aコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(不動産投 信))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Bコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(不動産投 信))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(不動産投信))...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのもの)を通じて主として不動産投信(不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券をいいます。)に投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

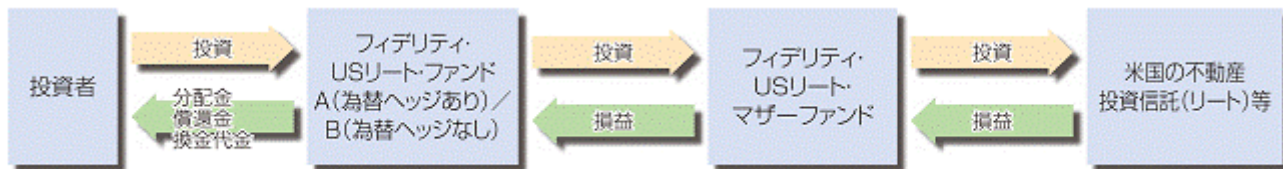
ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

あり(フルヘッジ)...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

なし...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス: <http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

（参考）ファンドの仕組み



※ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として米国の不動産投資信託(リート)等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

主として米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（REIT）に投資を行ないます。

ファンドの配当利回りがベンチマーク以上となることを目指して運用を行ないます。

ポートフォリオの構築にあたっては、長期的に潜在成長性の高いREITを選定し、組入れREITのセクターや地域配分の分散を考慮します。

組入れREITの選定に際しては、フィデリティのREIT専任の調査・運用スタッフによる投資価値の分析に加え、フィデリティ*の米国および世界主要拠点の株式アナリストによる企業調査情報も活用されます。

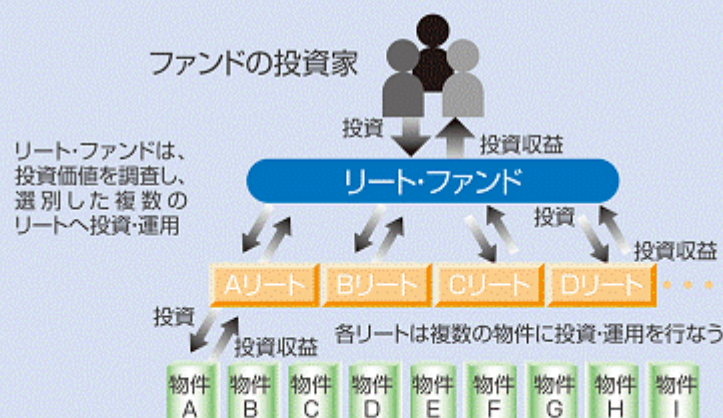
資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

- * FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

（参考）

◆ 「リート(不動産投資信託)」とは？

- リート(不動産投資信託・Real Estate Investment Trust)とは、多数の投資家の資金を集めて、オフィスビル、商業施設、住宅などの様々な形態の不動産を取得、管理、運用することを目的とする会社もしくは信託のことで、1960年に米国で導入されています。
- リートは、収益不動産の取得、管理、運用の中で、主に賃料収入や売却益を収益とし、多数の投資家に収益を分配します。



（２）【ファンドの沿革】

2003年11月17日 ファンドの受益証券の募集開始

2003年12月9日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

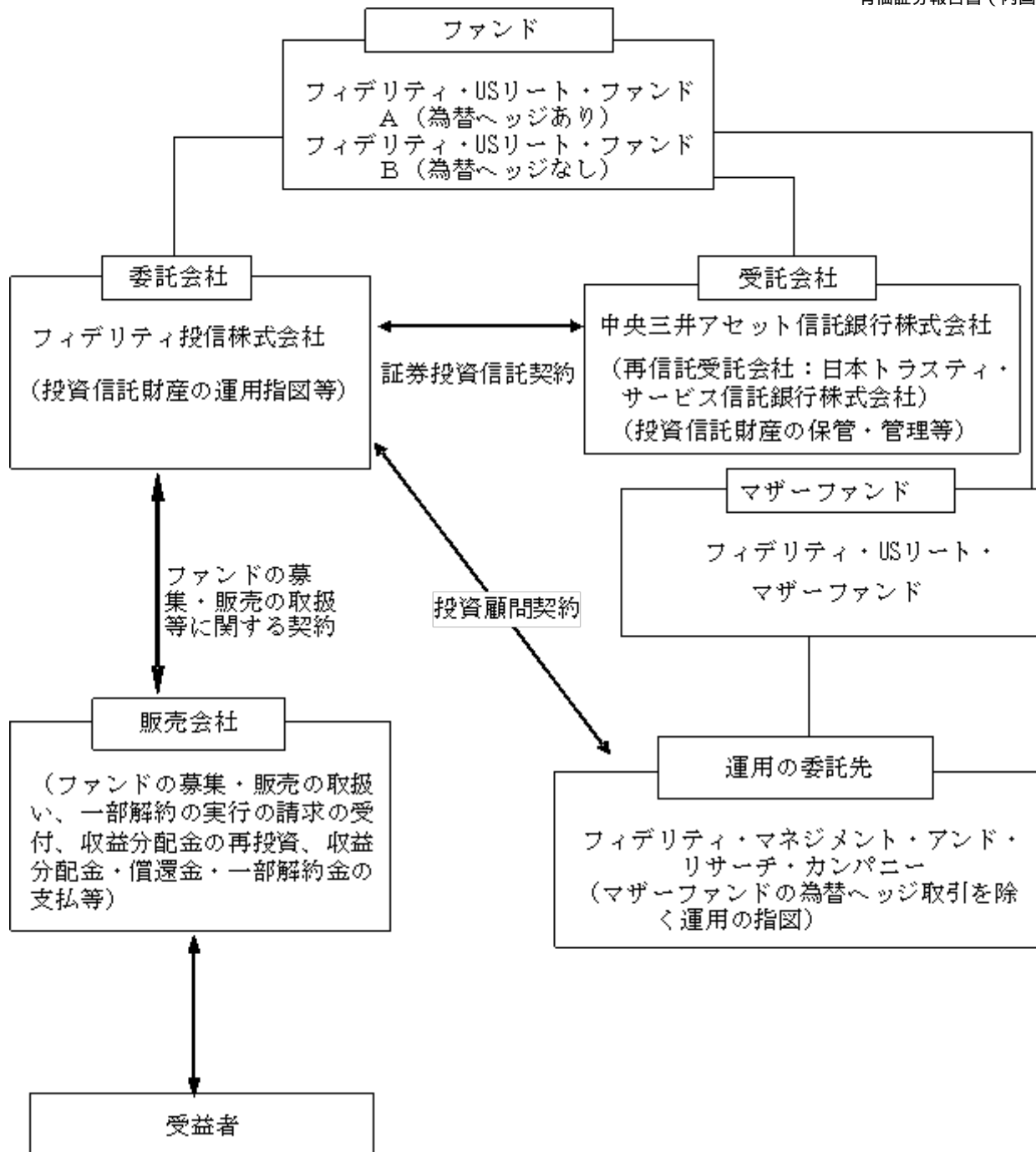
（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（AコースおよびBコース）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

取得申込者は為替ヘッジを行なうAコースと為替ヘッジを行なわないBコースを選択できます。また、Aコース・Bコース間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行なわない場合、またはAコース・Bコースどちらかの一方のみの取扱いを行なうことがあります。

ファンドの仕組みは以下の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：中央三井アセット信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

受託会社は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：

名称	委託する業務の内容
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（所在地：米国マサチューセッツ州）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図（為替ヘッジ取引を除きます。）を行ないます。

なお、上記にかかわらず、委託会社も短期資金の運用のため、投資信託証券またはコール・ローンを含む金融商品に関する運用の指図を行なうことができます。

ただし、運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2010年10月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 投資顧問業の登録

同年6月10日 投資一任業務の認可取得

1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更

同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

（2010年10月末日現在）

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000	100

(f) 委託会社の概要

委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。

FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）*は1946年にボストンで設立された歴史のある、米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

* FMR Co.はFMR LLCの子会社です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資態度

- (a) ファンドは主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) Aコースは、実質外貨建資産^{*}については、原則として為替ヘッジを行ない、為替リスクの低減を図ることを基本とします。Bコースは、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- (c) マザーファンド受益証券への投資を通じて、長期的に潜在成長性の高いREITを選定し、組入れREITのセクターや地域配分の分散を考慮します。
- (d) 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ^{*} 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の総資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

ファンドのベンチマーク^{*1}

ファンドのベンチマークはAコース、Bコースのそれぞれに設定します。

Aコース: FTSE NAREIT Equity REITs インデックス^{*2}（税引前配当金込 / 円ヘッジ指数）^{*3}

Bコース: FTSE NAREIT Equity REITs インデックス^{*2}（税引前配当金込 / 円ベース指数）^{*4}

- ^{*1} ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。
- ^{*2} FTSE NAREIT Equity REITs インデックスとは、FTSE社が発表する、ニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所、NASDAQ登録の全エクイティ型REITを構成銘柄とする米国の代表的なREIT指数です。
- ^{*3} FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込 / 円ヘッジ指数）は、税引前配当金込の現地通貨ベース指数から為替ヘッジコスト相当分を差引いて委託会社が算出しています。
- ^{*4} FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込 / 円ベース指数）は、基準価額の計算日当日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表する対顧客直物電信売買相場の仲値換算レートで算出しています。
- FTSE NAREIT Equity REITs インデックスは、FTSEにより算出されている米国の代表的なREIT指数です。インデックスに関するすべての権利は、FTSEに帰属します。

運用方針

主として米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（REIT）に投資を行ないます。米国以外の市場の不動産投資信託に投資することもあります。ファンドの配当利回りがベンチマーク以上となることを目指します。ファンドのベンチマークは次の通りです。

Aコース: FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込 / 円ヘッジ指数）

Bコース: FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込 / 円ベース指数）

ポートフォリオの構築にあたっては、長期的に潜在成長性の高いREITを選定し、組入れREITのセクターや地域配分の分散を考慮します。

REIT銘柄選択にあたっては、個別REITに関するREITアナリストによる独自の綿密な調査・分析、REIT専任トレーディング・チームおよびフィデリティ不動産グループによる不動産市場調査を活用します。

REITアナリストは、収益予測、成長の源や持続力など、成長の見通し、バリュエーションの分析を活用してREIT銘柄の推奨を行ないます。ポートフォリオ・マネージャーは、不動産の各セクターおよび地域毎の需要・供給情勢に関するトップ・ダウンの分析を考慮することにより、銘柄選定の確信度に応じて個別REITとセクターの組入れ比率を決定します。ポートフォリオ構築にあたっては、フィデリティの米国および世界主要拠点の株式アナリストによる、不動産に入居する個別企業(テナント)のファンダメンタルズ調査、業界や地域経済の調査・分析も活用します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および運用方針を含みます。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投資信託法」といいます。))第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)
3. 金銭債権
4. 約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
2. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託法施行規則第22条第1項第1号イから八までに掲げるものに限り、)をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図できます。

1. 国債証券
2. 短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)
3. コマーシャル・ペーパー
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から3. の証券または証書の性質を有するもの
5. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
6. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
8. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)

9. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1. および2. の証券または証書、4. の証券または証書のうち1. または2. の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、5. の証券および6. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

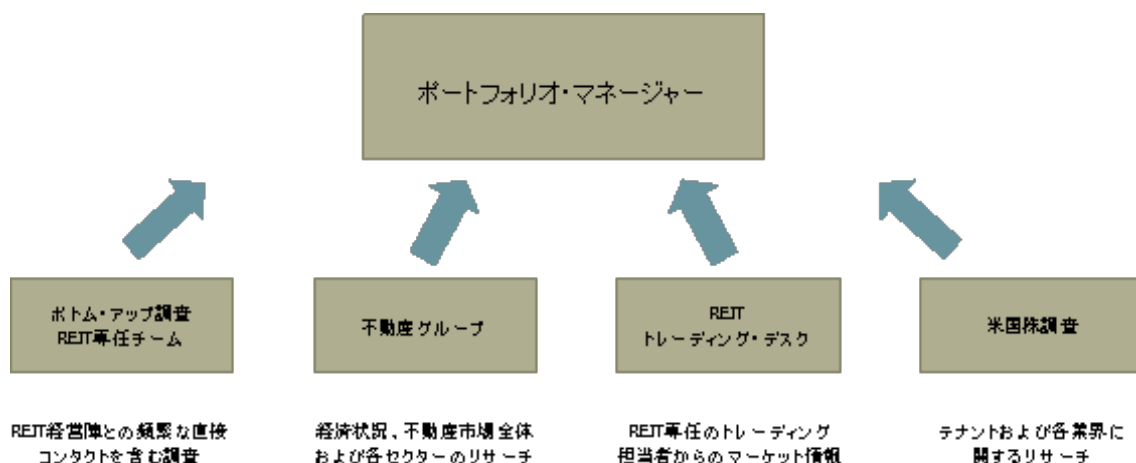
1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
2. 実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を行なうことを指図することができます。
3. 投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

（3）【運用体制】

フィデリティの調査情報の活用

ファンドの運用にあたっては、REITアナリストによる独自の綿密な調査・分析、REIT専任トレーディング・チームおよびフィデリティ不動産グループによる不動産市場調査を活用します。また、フィデリティの米国および世界主要拠点の株式アナリストによる、不動産のテナントでもある企業のファンダメンタルズ調査、業界や地域経済の調査・分析も活用します。

（a）フィデリティの調査情報の活用



アナリストによる個別REIT銘柄分析

- ・ REITアナリストは、ファンダメンタルズ分析およびバリュエーションの分析を活用してREIT銘柄の推奨を行ないます。
- ・ フィデリティのREITアナリストは、収益予測、成長の源や持続力など、成長の見通しに注目して、個別REIT銘柄の調査・分析を行ないます。
- ・ REITアナリストは、REIT経営陣との月1回、少なくとも四半期に1回の直接コンタクトを通じ、経営陣の質や、潜在成長力、保有資産の質、不動産市場、財務諸表などの観点から、ボトム・アップのファンダメンタルズ分析を行ないます。また、REITの保有する主要物件も実地調査します。
- ・ REITのバリュエーション分析については、株価FFO^{*1}倍率、株価AFFO^{*1}倍率、株価純資産倍率（株価NAV倍率）、EBITDA^{*2}倍率、配当利回り等に注目します。
 - * 1 FFO (Funds From Operation) とは、減価償却費などを調整したREITのキャッシュフローを測る概念です。AFFO (Adjusted FF0) はFFOをさらに調整したものです。
 - * 2 EBITDA (Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization) は、金利収支、税金、減価償却費、積立金などの項目を加算控除する前の企業損益です。会計上の調整を加えない、本来事業から直接算出された利益を表すといわれます。

フィデリティの不動産グループ

- ・ 不動産グループの市場・経済調査チームは、不動産市況や各セクター、地域毎の需要・供給情勢等の調査を行ない、同グループのREIT運用、不動産ファンド、ハイ・イールドCMB Sの運用チームをサポートしております。

フィデリティの米国株式調査

- ・ REITの保有する不動産に入居する個別企業（テナント）やそれを取り巻く業界の動向を理解するために、フィデリティの米国株式調査が行なう企業のファンダメンタルズ調査、業界や地域経済の調査・分析も活用します。
- ・ フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用できるシステムを構築し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

フィデリティの運用・調査体制（2010年9月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	107	65	16	23	211
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	26	8	0	2	36
アナリスト	株式	220	97	37	57	411
	ハイ・イールド債券	27	0	0	0	27
	投資適格債券	68	25	0	8	101

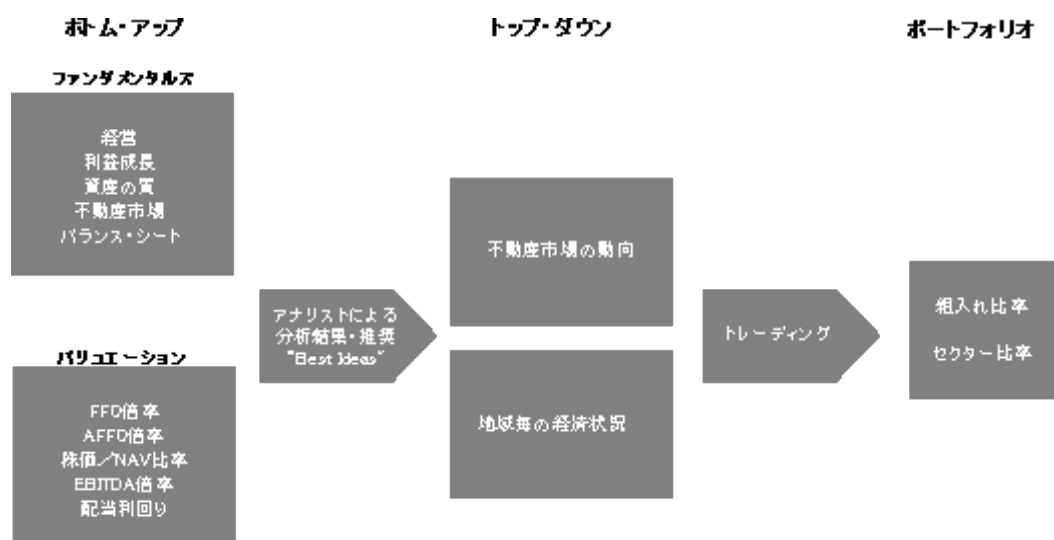
トレーダー	株式	44	12	0	16	72
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	30	8	0	4	42
合計		536	215	53	110	914
運用に関するコンプライアンス部門		47	6	4	14	71

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

(b) 運用プロセス



運用対象となるユニバース（投資対象母集団）：

米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されているREITをユニバースとします。

ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析：

フィデリティのREITアナリストは、収益予測、成長の源や継続性を含む成長見通し、バリュエーションの分析を活用してREIT銘柄の推奨を行いません。アナリストは、REIT経営陣との直接コンタクトや主要物件訪問などを通じ、収益予測、成長の源や持続力を含む成長の見通しに注目して、個別REIT銘柄の調査・分析を行いません。経営陣の質や、潜在成長力、保有資産の質、不動産市場、バランスシートなどの観点からボトム・アップのファンダメンタルズ分析を行いません。

また、REITのバリュエーション分析については、株価FFO倍率、株価AFFO倍率、株価純資産倍率（株価NAV倍率）、EBITDA倍率、配当利回り等に注目します。

トップ・ダウン分析：

不動産グループの市場・経済調査チームが、不動産市況や各セクター、地域毎の需要・供給などを調査します。

米国企業や業界調査：

REITの保有する不動産に入居する個別企業（テナント）やそれを取り巻く業界の動向の理解のために、フィデリティの米国株式調査が行なうファンダメンタルズ調査を活用します。

ポートフォリオ構築：

組入銘柄の決定を行いません。組入れにあたっては、各REIT銘柄のファンダメンタルズとバリュエーション分析を基にしたアナリストの分析結果を活用し、投資妙味のあるREITを選定します。また、フィデリティの米国株式アナリストからの企業調査情報、REIT専任のトレーディング担当者からのマーケット情報、不動産の各セクターおよび地域毎の需要・供給情勢に関するトップ・ダウンの分析を考慮することにより、銘柄選定の確信度に応じて個別REITとセクターの組入れ比率を決定します。また、組入れにあたっては、REIT銘柄の特定のセクターや地域の分散も勘案し、ファンドの配当利回りがベンチマーク以上となることを目指して運用を行いません。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹する」ことを基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャーに関する基本事項を定めた「サービス規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4) 【配分方針】

収益配分方針

毎決算時（原則毎月15日、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき配分を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず配分を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申

込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- (b) 外貨建資産への実質投資割合^{*}には、制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- (c) 不動産投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- (d) 同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (e) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (f) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (g) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ^{*} 上記(b)から(d)における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する(b)から(d)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・USリート・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、主として、米国の取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている不動産投資信託(REIT)に投資を行ない、配当等収益の確保を図るとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている不動産投資信託(REIT)を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米国の取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている不動産投資信託(REIT)の投資信託証券に投資を行ないます。米国以外の市場の不動産投資信託の投資信託証券に投資することもあります。

フィデリティ・グループの米国のREITアナリストおよび世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

FTSE NAREIT Equity REITs インデックス(税引前配当金込/円ベース指数)をベンチマークとします。

配当利回りがベンチマーク以上となることを目指します。

ポートフォリオの構築にあたっては、長期的に潜在成長性の高いREITを選定し、組入れREITのセクターや地域配分の分散を考慮します。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーにREITの運用の指図に関する権限(為替ヘッジに係るものを除きます。)を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

< 価格変動リスク >

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

< 為替変動リスク >

Aコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Bコースは為替ヘッジを行わないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

< リートに関わるリスク >

1．リートに保有する不動産に関するリスク

リートは主として不動産に投資するため、不動産の評価額がリーートの価格の決定に大きな影響を与えます。したがって、リートが投資する不動産の状況の違いにより、リーートの価格や配当率は影響を受けます。

2．リート経営に関するリスク

リートは法人組織であり、その運営如何によっては、収益性や財務内容が大きく変動する場合があります。

3．リートに係る規制環境に関するリスク

リートに関する法律、税制、会計など規制環境の変化により、リーートの価格や配当率が影響を受けます。

4．不動産市場に関するリスク

リーートの主な収益は、保有不動産からの賃貸収入が占めています。したがって、不動産市況や空室率の変動により、リーートの価格や配当率は影響を受けます。

5．金利リスク

リートによる資金の借り入れ状況によっては、金利変動による借り入れ返済負担の増減により、リーートの価格や配当率が影響を受けます。

その他の変動要因

< 信用リスク >

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

< デリバティブ（派生商品）に関するリスク >

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

< 分配金に関する留意点 >

- ・ 分配金は計算期間中に発生した諸費用控除後の利子・配当等収入、および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。
- ・ また、受益者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行なう場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

< ベンチマークに関する留意点 >

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

< クーリング・オフ >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

< 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性 >

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

< ファミリーファンド方式にかかる留意点 >

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社は

ファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料率は3.675%（税抜き 3.50%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース、Bコース間の乗り換え（以下「スイッチング」といいます。）の場合には、申込手数料は、無手数料とします。

ただし、スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に信託財産留保額および税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりませんが、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.30%の信託財産留保額^{*1}を負担していただきます。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額^{*2}となります。

*1 「信託財産留保額」とは、引き続きファンドを保有する受益者と途中で解約する受益者との公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差し引いて投資信託財産中に留保する金額をいいます。

*2 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 × (1 - 0.30%)

(3) 【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.47%（税抜き 1.40%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.735% （税抜き 0.70%）	0.63% （税抜き 0.60%）	0.105% （税抜き 0.10%）	1.47% （税抜き 1.40%）

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図の権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁するものとし、

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年3月および9月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

< 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

< 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分

配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

2．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2011年12月31日までは7%（所得税7%）、2012年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2010年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

A（為替ヘッジあり）

（2010年10月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	2,404,579,007	96.95
小計		2,404,579,007	96.95
その他の資産			
預金・その他	日本	169,670,991	6.84
小計		169,670,991	6.84
負債	-	94,110,264	3.79
合計（純資産総額）		2,480,139,734	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2010年10月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（売建）	日本	2,382,106,720	96.05

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

B（為替ヘッジなし）

（2010年10月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	462,094,937,935	100.06
小計		462,094,937,935	100.06
その他の資産			
預金・その他	日本	669,801,700	0.15
小計		669,801,700	0.15
負債	-	936,285,743	0.20
合計（純資産総額）		461,828,453,892	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・USリート・マザーファンド

(2010年10月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資証券	アメリカ	460,741,342,667	99.19
小計		460,741,342,667	99.19
その他の資産			
預金・その他	-	11,852,824,331	2.55
小計		11,852,824,331	2.55
負債	-	8,112,767,341	1.75
合計(純資産総額)		464,481,399,657	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2010年10月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引(買建)	日本	1,930,012,662	0.42

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

A (為替ヘッジあり)

(2010年10月29日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・U Sリート・マザー ファンド	日本	2,030,379,978	1.1939	2,424,075,285	1.1843	2,404,579,007	96.95

B (為替ヘッジなし)

(2010年10月29日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・U Sリート・マザー ファンド	日本	390,184,022,575	1.1939	465,849,153,405	1.1843	462,094,937,935	100.06

種類別投資比率

A(為替ヘッジあり)

(2010年10月29日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.95

B(為替ヘッジなし)

(2010年10月29日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・USリート・マザーファンド

(2010年10月29日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	5,882,100.00	7,639.71 44,937,585,222	7,797.80 45,867,415,851	9.87
2	PUBLIC STORAGE INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	3,335,800.00	8,338.13 27,814,362,607	8,079.29 26,950,906,256	5.80
3	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	3,607,129.00	6,939.25 25,030,799,202	7,102.14 25,618,342,370	5.52
4	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	6,411,300.00	3,890.40 24,942,570,089	3,943.39 25,282,240,278	5.44
5	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	18,912,600.00	1,182.25 22,359,567,205	1,286.96 24,339,757,804	5.24
6	BOSTON PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	3,179,100.00	6,987.51 22,214,012,731	6,976.76 22,179,825,663	4.78
7	HCP INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	7,408,400.00	2,979.39 22,072,564,794	2,908.00 21,543,593,862	4.64
8	VENTAS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	4,807,200.00	4,284.74 20,597,617,991	4,302.54 20,683,165,961	4.45
9	PROLOGIS	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	17,790,255.00	931.02 16,563,170,079	1,079.07 19,196,976,717	4.13
10	KIMCO REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	11,705,800.00	1,291.57 15,118,923,184	1,393.73 16,314,779,651	3.51
11	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	2,952,900.00	4,999.06 14,761,741,323	4,828.32 14,257,558,234	3.07
12	UDR INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	6,636,349.00	1,715.25 11,383,037,306	1,809.51 12,008,535,233	2.59
13	DEVELOPERS DIVERSIFIED REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	11,255,518.00	937.45 10,551,505,568	1,062.89 11,963,429,302	2.58

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
14	SL GREEN REALTY CORP REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	2,228,235.00	5,165.72 11,510,447,226	5,340.36 11,899,572,162	2.56
15	MACERICH CO/THE	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	3,274,985.00	3,482.31 11,404,527,752	3,538.13 11,587,318,093	2.49
16	DUKE REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	11,019,600.00	977.90 10,776,108,082	998.18 10,999,572,978	2.37
17	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,544,000.00	6,558.90 10,126,955,159	6,615.18 10,213,844,404	2.20
18	APARTMENT INV & MGMT CO A	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	5,304,262.00	1,808.70 9,593,820,801	1,862.09 9,877,001,558	2.13
19	HIGHWOODS PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	3,222,600.00	2,611.93 8,417,231,721	2,761.58 8,899,482,531	1.92
20	ALEXANDRIA REAL EST EQUITS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,342,900.00	5,807.09 7,798,342,915	5,939.75 7,976,493,900	1.72
21	HOME PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,698,400.00	4,133.47 7,020,300,733	4,387.47 7,451,685,162	1.60
22	REALTY INCOME CORP REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	2,389,600.00	2,747.94 6,566,482,227	2,784.23 6,653,205,088	1.43
23	BRANDYWINE REALTY TRUST	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	5,940,013.00	989.73 5,879,052,980	966.64 5,741,827,436	1.24
24	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,702,100.00	3,160.54 5,379,569,975	3,278.47 5,580,286,680	1.20
25	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	2,863,835.00	1,905.76 5,457,806,245	1,921.14 5,501,820,812	1.18
26	CAMDEN PROPERTY TRUST - REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,320,000.00	3,990.48 5,267,443,344	4,019.42 5,305,639,812	1.14
27	MID AMERICA APT CMNTY INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,062,900.00	4,691.39 4,986,484,068	4,888.99 5,196,509,171	1.12
28	TANGER FACTORY OUTLET - REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,275,200.00	3,805.70 4,853,032,612	3,885.96 4,955,370,581	1.07
29	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	2,349,500.00	1,751.50 4,115,161,423	1,857.23 4,363,572,222	0.94
30	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,591,200.00	2,501.78 3,980,840,150	2,557.74 4,069,878,752	0.88

(参考) マザーファンドの種類別投資比率
フィデリティ・USリート・マザーファンド

(2010年10月29日現在)

種類	国内/外国	投資比率 (%)
投資証券	外国	99.19
	小計	99.19
合計(対純資産総額比)		99.19

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

A(為替ヘッジあり)

(2010年10月29日現在)

種類	通貨	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	29,456,000	2,401,083,856	2,382,106,720	96.05

B(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・USリート・マザーファンド

(2010年10月29日現在)

種類	通貨	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	23,862,668	1,925,493,073	1,930,012,662	0.42

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（ 3 ） 【運用実績】

【純資産の推移】

2010年10月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

A（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2004年3月15日 (第1特定期間)	2,288	2,294	1.0915	1.0945
2004年9月15日 (第2特定期間)	2,804	2,812	1.0706	1.0736
2005年3月15日 (第3特定期間)	2,182	2,189	1.1640	1.1675
2005年9月15日 (第4特定期間)	1,810	1,814	1.2855	1.2890
2006年3月15日 (第5特定期間)	1,350	1,354	1.3542	1.3577
2006年9月15日 (第6特定期間)	1,171	1,174	1.4154	1.4189
2007年3月15日 (第7特定期間)	1,099	1,101	1.5077	1.5112
2007年9月18日 (第8特定期間)	706	708	1.2466	1.2501
2008年3月17日 (第9特定期間)	508	510	1.0622	1.0667
2008年9月16日 (第10特定期間)	436	438	0.9982	1.0032
2009年3月16日 (第11特定期間)	184	186	0.4295	0.4345
2009年9月15日 (第12特定期間)	320	322	0.7224	0.7284
2010年3月15日 (第13特定期間)	2,368	2,385	0.8155	0.8215
2010年9月15日 (第14特定期間)	2,295	2,311	0.8707	0.8767
2009年10月末日	498	-	0.6981	-
2009年11月末日	1,137	-	0.6991	-
2009年12月末日	1,699	-	0.7846	-
2010年1月末日	2,316	-	0.7218	-
2010年2月末日	2,459	-	0.7595	-
2010年3月末日	2,478	-	0.8430	-

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2010年4月末日	2,491	-	0.9076	-
2010年5月末日	2,428	-	0.8292	-
2010年6月末日	2,110	-	0.7916	-
2010年7月末日	2,104	-	0.8471	-
2010年8月末日	2,081	-	0.8268	-
2010年9月末日	2,421	-	0.8592	-
2010年10月末日	2,480	-	0.8917	-

B(為替ヘッジなし)

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2004年3月15日 (第1特定期間)	3,805	3,818	1.1324	1.1364
2004年9月15日 (第2特定期間)	6,205	6,228	1.1042	1.1082
2005年3月15日 (第3特定期間)	7,107	7,135	1.1547	1.1592
2005年9月15日 (第4特定期間)	6,599	6,621	1.3612	1.3657
2006年3月15日 (第5特定期間)	5,561	5,577	1.5545	1.5590
2006年9月15日 (第6特定期間)	5,165	5,179	1.6641	1.6686
2007年3月15日 (第7特定期間)	5,062	5,075	1.8041	1.8086
2007年9月18日 (第8特定期間)	3,409	3,419	1.4935	1.4980
2008年3月17日 (第9特定期間)	2,226	2,244	1.0786	1.0871
2008年9月16日 (第10特定期間)	2,086	2,101	1.0792	1.0867
2009年3月16日 (第11特定期間)	813	828	0.4143	0.4218
2009年9月15日 (第12特定期間)	2,410	2,445	0.6263	0.6353
2010年3月15日 (第13特定期間)	168,872	171,395	0.6691	0.6791
2010年9月15日 (第14特定期間)	424,386	431,106	0.6315	0.6415

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2009年10月末日	7,754	-	0.6034	-
2009年11月末日	32,476	-	0.5725	-
2009年12月末日	66,773	-	0.6723	-
2010年1月末日	93,473	-	0.5981	-
2010年2月末日	127,098	-	0.6203	-
2010年3月末日	233,374	-	0.7069	-
2010年4月末日	365,332	-	0.7604	-
2010年5月末日	412,791	-	0.6675	-
2010年6月末日	372,042	-	0.6122	-
2010年7月末日	383,328	-	0.6357	-
2010年8月末日	383,806	-	0.6009	-
2010年9月末日	430,165	-	0.6143	-
2010年10月末日	461,828	-	0.6106	-

【分配の推移】

A（為替ヘッジあり）

期	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間（第1期～第3期計算期間合計）	0.0030
第2特定期間（第4期～第9期計算期間合計）	0.0180
第3特定期間（第10期～第15期計算期間合計）	0.0200
第4特定期間（第16期～第21期計算期間合計）	0.0210
第5特定期間（第22期～第27期計算期間合計）	0.0210
第6特定期間（第28期～第33期計算期間合計）	0.0210
第7特定期間（第34期～第39期計算期間合計）	0.0210
第8特定期間（第40期～第45期計算期間合計）	0.0210
第9特定期間（第46期～第51期計算期間合計）	0.0170
第10特定期間（第52期～第57期計算期間合計）	0.0285
第11特定期間（第58期～第63期計算期間合計）	0.0300
第12特定期間（第64期～第69期計算期間合計）	0.0340
第13特定期間（第70期～第75期計算期間合計）	0.0360
第14特定期間（第76期～第81期計算期間合計）	0.0360

B（為替ヘッジなし）

期	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間（第1期～第3期計算期間合計）	0.0040
第2特定期間（第4期～第9期計算期間合計）	0.0240
第3特定期間（第10期～第15期計算期間合計）	0.0260
第4特定期間（第16期～第21期計算期間合計）	0.0270
第5特定期間（第22期～第27期計算期間合計）	0.0270
第6特定期間（第28期～第33期計算期間合計）	0.0270
第7特定期間（第34期～第39期計算期間合計）	0.0270
第8特定期間（第40期～第45期計算期間合計）	0.0270
第9特定期間（第46期～第51期計算期間合計）	0.0470
第10特定期間（第52期～第57期計算期間合計）	0.0460
第11特定期間（第58期～第63期計算期間合計）	0.0450
第12特定期間（第64期～第69期計算期間合計）	0.0495
第13特定期間（第70期～第75期計算期間合計）	0.0600
第14特定期間（第76期～第81期計算期間合計）	0.0600

【収益率の推移】

A（為替ヘッジあり）

期	収益率(%)
第1特定期間（第1期～第3期計算期間合計）	9.5
第2特定期間（第4期～第9期計算期間合計）	0.3
第3特定期間（第10期～第15期計算期間合計）	10.6
第4特定期間（第16期～第21期計算期間合計）	12.2
第5特定期間（第22期～第27期計算期間合計）	7.0
第6特定期間（第28期～第33期計算期間合計）	6.1
第7特定期間（第34期～第39期計算期間合計）	8.0
第8特定期間（第40期～第45期計算期間合計）	15.9
第9特定期間（第46期～第51期計算期間合計）	13.4
第10特定期間（第52期～第57期計算期間合計）	3.3
第11特定期間（第58期～第63期計算期間合計）	54.0
第12特定期間（第64期～第69期計算期間合計）	76.1
第13特定期間（第70期～第75期計算期間合計）	17.9
第14特定期間（第76期～第81期計算期間合計）	11.2

B（為替ヘッジなし）

期	収益率(%)
第1特定期間（第1期～第3期計算期間合計）	13.6
第2特定期間（第4期～第9期計算期間合計）	0.4
第3特定期間（第10期～第15期計算期間合計）	6.9
第4特定期間（第16期～第21期計算期間合計）	20.2
第5特定期間（第22期～第27期計算期間合計）	16.2
第6特定期間（第28期～第33期計算期間合計）	8.8
第7特定期間（第34期～第39期計算期間合計）	10.0
第8特定期間（第40期～第45期計算期間合計）	15.7
第9特定期間（第46期～第51期計算期間合計）	24.6
第10特定期間（第52期～第57期計算期間合計）	4.3
第11特定期間（第58期～第63期計算期間合計）	57.4
第12特定期間（第64期～第69期計算期間合計）	63.1
第13特定期間（第70期～第75期計算期間合計）	16.4
第14特定期間（第76期～第81期計算期間合計）	3.3

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

A (為替ヘッジあり)

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1特定期間 (2003年12月9日～2004年3月15日)	2,193,106,901	96,678,326	2,096,428,575
第2特定期間 (2004年3月16日～2004年9月15日)	1,034,111,695	510,738,739	2,619,801,531
第3特定期間 (2004年9月16日～2005年3月15日)	363,773,621	1,108,531,553	1,875,043,599
第4特定期間 (2005年3月16日～2005年9月15日)	350,606,460	817,568,208	1,408,081,851
第5特定期間 (2005年9月16日～2006年3月15日)	112,183,776	522,717,672	997,547,955
第6特定期間 (2006年3月16日～2006年9月15日)	64,426,367	234,266,759	827,707,563
第7特定期間 (2006年9月16日～2007年3月15日)	114,801,518	213,492,688	729,016,393
第8特定期間 (2007年3月16日～2007年9月18日)	43,375,559	205,938,360	566,453,592
第9特定期間 (2007年9月19日～2008年3月17日)	9,587,680	97,465,701	478,575,571
第10特定期間 (2008年3月18日～2008年9月16日)	12,307,882	53,865,915	437,017,538
第11特定期間 (2008年9月17日～2009年3月16日)	11,509,761	19,951,098	428,576,201
第12特定期間 (2009年3月17日～2009年9月15日)	40,410,393	25,616,081	443,370,513
第13特定期間 (2009年9月16日～2010年3月15日)	3,427,778,294	967,439,186	2,903,709,621
第14特定期間 (2010年3月16日～2010年9月15日)	2,334,502,390	2,601,863,803	2,636,348,208

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

B（為替ヘッジなし）

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1特定期間 (2003年12月9日～2004年3月15日)	3,621,997,264	261,819,575	3,360,177,689
第2特定期間 (2004年3月16日～2004年9月15日)	3,209,626,983	949,731,088	5,620,073,584
第3特定期間 (2004年9月16日～2005年3月15日)	2,151,014,470	1,615,773,414	6,155,314,640
第4特定期間 (2005年3月16日～2005年9月15日)	1,640,291,328	2,947,436,601	4,848,169,367
第5特定期間 (2005年9月16日～2006年3月15日)	467,357,917	1,737,851,490	3,577,675,794
第6特定期間 (2006年3月16日～2006年9月15日)	290,915,487	764,582,638	3,104,008,643
第7特定期間 (2006年9月16日～2007年3月15日)	446,451,641	744,147,826	2,806,312,458
第8特定期間 (2007年3月16日～2007年9月18日)	162,122,630	685,683,742	2,282,751,346
第9特定期間 (2007年9月19日～2008年3月17日)	77,305,823	295,433,468	2,064,623,701
第10特定期間 (2008年3月18日～2008年9月16日)	112,084,750	243,092,814	1,933,615,637
第11特定期間 (2008年9月17日～2009年3月16日)	269,249,339	239,283,505	1,963,581,471
第12特定期間 (2009年3月17日～2009年9月15日)	2,168,450,425	282,333,495	3,849,698,401
第13特定期間 (2009年9月16日～2010年3月15日)	262,297,696,768	13,754,058,635	252,393,336,534
第14特定期間 (2010年3月16日～2010年9月15日)	500,471,842,388	80,873,418,829	671,991,760,093

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

(2010年10月29日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、表紙に記載のインターネットホームページにおいて閲覧できます。
 ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
 ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、申込手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。
 ※基準価額は信託報酬控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税込み)	
	A(為替ヘッジあり)	B(為替ヘッジなし)
2010年6月	60円	100円
2010年7月	60円	100円
2010年8月	60円	100円
2010年9月	60円	100円
2010年10月	60円	100円
直近1年間累計	720円	1,200円
設定来累計	3,335円	5,065円

基準価額	A(為替ヘッジあり)	B(為替ヘッジなし)
	8,917円	6,106円

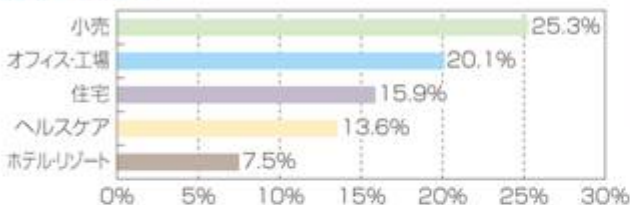
純資産総額	A(為替ヘッジあり)	B(為替ヘッジなし)
	24.8億円	4,618.3億円

主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況

REIT(投資信託、投資証券)	99.2%
現金-その他	0.8%

組入上位5業種



組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	小売	9.9%
2	PUBLIC STORAGE INC	倉庫	5.8%
3	VORNADO REALTY TRUST	多角	5.5%
4	EQUITY RESIDENTIAL	住宅	5.4%
5	HOST HOTELS & RESORTS INC	ホテル・リゾート	5.2%
6	BOSTON PROPERTIES INC	オフィス・工場	4.8%
7	HCP INC	ヘルスケア	4.6%
8	VENTAS INC	ヘルスケア	4.5%
9	PROLOGIS	オフィス・工場	4.1%
10	KIMCO REALTY CORP	小売	3.5%

年間収益率の推移



※当ファンドのベンチマークは、A(為替ヘッジあり):FTSE NAREIT Equity REITs インデックス(税引前配当金込/円ヘッジ指数)、B(為替ヘッジなし):FTSE NAREIT Equity REITs インデックス(税引前配当金込/円ベース指数)です。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報としての記載であり、当ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの収益率は、収益分配金(税込み)を再投資したものとみなして算出しています。

※2003年は当初設定日(2003年12月9日)以降2003年末の実績、2010年は1月以降10月末の実績となります。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。
 ※業種はFTSE NAREIT Equity REITs インデックスの大分類を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます（ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日にはお申込みの受付は行ないません。）。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は3.675%（税抜き 3.50%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます（ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日を除きます。）。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時まで一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額*とします。

* 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.30%)

一部解約の実行の請求単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。（解約価額の基準となるファンドの基準価額は新聞紙上に掲載されますが、解約価額は掲載されませんのでご注意ください。）

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座におい

て当該口数の減少の記載または記録が行なわれず。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額といたします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

投資証券：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、Aコースは「UリトA」、Bコースは「UリトB」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は原則として毎月16日から翌月15日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数がAコースおよびBコースの合計で30億口を下回った場合または信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に

対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、投資信託約款の変更は行なわないこととします。投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成等

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解

任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「(b) 投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 受託会社が投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任または解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売却を行ないます。当該売却により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または投資信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「3 資産管理等の概要 (5)その他 (a)信託の終了」または「同 (b)投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第13特定期間（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）については改正前の、第14特定期間（平成22年3月16日から平成22年9月15日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13特定期間（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）、および第14特定期間（平成22年3月16日から平成22年9月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・USリート・ファンドA（為替ヘッジあり）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第13特定期間 平成22年3月15日現在	第14特定期間 平成22年9月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	93,928,122	7,340,513
親投資信託受益証券	2,588,476,526	2,321,106,791
未収入金	-	20,354,405
流動資産合計	2,682,404,648	2,348,801,709
資産合計	2,682,404,648	2,348,801,709
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	52,761,230	26,652,059
未払収益分配金	17,422,257	15,818,089
未払解約金	240,712,873	7,340,513
未払受託者報酬	199,591	179,140
未払委託者報酬	2,594,737	2,328,946
その他未払費用	687,462	935,472
流動負債合計	314,378,150	53,254,219
負債合計	314,378,150	53,254,219
純資産の部		
元本等		
元本	2,903,709,621	2,636,348,208
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	535,683,123	340,800,718
（分配準備積立金）	158,488,170	209,054,018
元本等合計	2,368,026,498	2,295,547,490
純資産合計	2,368,026,498	2,295,547,490
負債純資産合計	2,682,404,648	2,348,801,709

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第13特定期間	第14特定期間
	自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日	自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日
営業収益		
受取利息	4,001	7,148
有価証券売買等損益	355,608,345	108,170,511
為替差損益	17,045,998	136,235,560
営業収益合計	338,566,348	244,413,219
営業費用		
受託者報酬	721,911	1,205,118
委託者報酬	9,385,504	15,667,102
その他費用	687,462	935,472
営業費用合計	10,794,877	17,807,692
営業利益又は営業損失()	327,771,471	226,605,527
経常利益又は経常損失()	327,771,471	226,605,527
当期純利益又は当期純損失()	327,771,471	226,605,527
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	42,145,235	21,773,692
期首剰余金又は期首欠損金()	123,089,560	535,683,123
剰余金増加額又は欠損金減少額	260,902,468	436,775,250
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	260,902,468	436,775,250
剰余金減少額又は欠損金増加額	885,740,113	350,375,209
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	885,740,113	350,375,209
分配金	73,382,154	96,349,471
期末剰余金又は期末欠損金()	535,683,123	340,800,718

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第13特定期間 自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日	第14特定期間 自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	第13特定期間 平成22年 3月15日現在	第14特定期間 平成22年 9月15日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	443,370,513 円	2,903,709,621 円
期中追加設定元本額	3,427,778,294 円	2,334,502,390 円
期中一部解約元本額	967,439,186 円	2,601,863,803 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,903,709,621 口	2,636,348,208 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は535,683,123円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は340,800,718円です。
4. 特定期間末日における1口当たり純資産額	0.8155 円	0.8707 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

<p style="text-align: center;">第13特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成21年 9月16日</p> <p style="text-align: center;">至 平成22年 3月15日</p>	<p style="text-align: center;">第14特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成22年 3月16日</p> <p style="text-align: center;">至 平成22年 9月15日</p>
<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35%以内の額</p>	<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左</p>
<p>2．分配金の計算過程 （平成21年 9月16日から平成21年10月15日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（960,150円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（126,572,573円）及び分配準備積立金（180,876,460円）より分配対象収益は308,409,183円（1口当たり0.653201円）であり、うち2,832,901円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額（10,957円）によるものです。</p> <p>（平成21年10月16日から平成21年11月16日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（2,582,860円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（579,631,979円）及び分配準備積立金（173,345,503円）より分配対象収益は755,560,342円（1口当たり0.650444円）であり、うち6,969,643円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額（42,580円）によるものです。</p> <p>（平成21年11月17日から平成21年12月15日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,840,684円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,053,402,470円）及び分配準備積立金（165,172,265円）より分配対象収益は1,220,415,419円（1口当たり0.645758円）であり、うち11,339,371円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額（184,539円）によるものです。</p>	<p>2．分配金の計算過程 （平成22年 3月16日から平成22年 4月15日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（6,422,340円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（137,277,009円）、信託約款に規定される収益調整金（1,549,958,257円）及び分配準備積立金（111,106,467円）より分配対象収益は1,804,764,073円（1口当たり0.697173円）であり、うち15,532,143円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 4月16日から平成22年 5月17日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（5,578,755円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,884,758,063円）及び分配準備積立金（218,403,043円）より分配対象収益は2,108,739,861円（1口当たり0.693718円）であり、うち18,238,584円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 5月18日から平成22年 6月15日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,652,576円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,758,151,070円）及び分配準備積立金（200,674,870円）より分配対象収益は1,960,478,516円（1口当たり0.688500円）であり、うち17,084,770円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 6月16日から平成22年 7月15日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,688,416円、本ファンドに帰属すべき</p>

<p style="text-align: center;">第13特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日</p>	<p style="text-align: center;">第14特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日</p>
<p>（平成21年12月16日から平成22年 1月15日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,471,485円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,503,460,539円）及び分配準備積立金（148,875,568円）より分配対象収益は1,656,807,592円（1口当たり0.642107円）であり、うち15,481,604円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 1月16日から平成22年 2月15日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（6,606,805円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,933,760,041円）及び分配準備積立金（142,497,201円）より分配対象収益は2,082,864,047円（1口当たり0.638444円）であり、うち19,574,454円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 2月16日から平成22年 3月15日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（5,012,828円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（36,345,541円）、信託約款に規定される収益調整金（1,714,797,903円）及び分配準備積立金（122,142,629円）より分配対象収益は1,878,298,901円（1口当たり0.646862円）であり、うち17,422,257円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p>	<p>親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,591,800,536円）及び分配準備積立金（176,198,588円）より分配対象収益は1,771,687,540円（1口当たり0.684215円）であり、うち15,536,242円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 7月16日から平成22年 8月16日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（6,237,274円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,448,194,458円）及び分配準備積立金（150,979,420円）より分配対象収益は1,605,411,152円（1口当たり0.681238円）であり、うち14,139,643円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 8月17日から平成22年 9月15日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,352,965円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（69,096,996円）、信託約款に規定される収益調整金（1,640,917,577円）及び分配準備積立金（139,957,022円）より分配対象収益は1,853,324,560円（1口当たり0.702989円）であり、うち15,818,089円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p>
<p>3 . その他費用の内訳</p> <p>信託事務費用 687,462 円</p>	<p>3 . その他費用の内訳</p> <p>信託事務費用 935,472 円</p>

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	第14特定期間 自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第14特定期間 平成22年9月15日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はいくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

第13特定期間（平成22年3月15日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,588,476,526	360,604,475
合計	2,588,476,526	360,604,475

第14特定期間（平成22年9月15日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	124,166,529
合計	124,166,529

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	第13特定期間 自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第13特定期間（平成22年3月15日現在）

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	2,485,538,350	-	2,538,299,580	52,761,230
合計	2,485,538,350	-	2,538,299,580	52,761,230

(注) 時価の算定方法

- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 特定期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

第14特定期間（平成22年9月15日現在）

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	2,223,458,191	-	2,250,110,250	26,652,059
合計	2,223,458,191	-	2,250,110,250	26,652,059

(注1) 時価の算定方法

- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 特定期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の

方法によっております。

特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（注2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・USリート・ マザーファンド	1,929,432,079	2,321,106,791	-
	合計		1,929,432,079	2,321,106,791	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【フィデリティ・U Sリート・ファンドB(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13特定期間 平成22年3月15日現在	第14特定期間 平成22年9月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,257,228,926	306,339,757
親投資信託受益証券	168,872,019,447	423,941,246,602
未収入金	-	7,657,852,885
流動資産合計	172,129,248,373	431,905,439,244
資産合計		
	172,129,248,373	431,905,439,244
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,523,933,365	6,719,917,600
未払解約金	575,268,476	306,339,757
未払受託者報酬	10,622,339	33,693,708
未払委託者報酬	138,090,449	438,018,261
その他未払費用	9,314,297	20,581,902
流動負債合計	3,257,228,926	7,518,551,228
負債合計		
	3,257,228,926	7,518,551,228
純資産の部		
元本等		
元本	252,393,336,534	671,991,760,093
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	83,521,317,087	247,604,872,077
(分配準備積立金)	15,848,125,444	32,228,915,148
元本等合計	168,872,019,447	424,386,888,016
純資産合計		
	168,872,019,447	424,386,888,016
負債純資産合計		
	172,129,248,373	431,905,439,244

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第13特定期間 自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日	第14特定期間 自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日
営業収益		
受取利息	45,946	194,225
有価証券売買等損益	18,301,890,855	149,312,682
営業収益合計	18,301,936,801	149,506,907
営業費用		
受託者報酬	28,568,153	188,069,394
委託者報酬	371,386,438	2,444,902,571
その他費用	9,314,297	20,581,902
営業費用合計	409,268,888	2,653,553,867
営業利益又は営業損失()	17,892,667,913	2,504,046,960
経常利益又は経常損失()	17,892,667,913	2,504,046,960
当期純利益又は当期純損失()	17,892,667,913	2,504,046,960
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	343,978,054	306,925,412
期首剰余金又は期首欠損金()	1,438,824,462	83,521,317,087
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,246,877,867	25,975,564,211
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,246,877,867	25,975,564,211
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,044,445,012	152,439,390,546
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	98,044,445,012	152,439,390,546
分配金	6,833,615,339	34,808,756,283
期末剰余金又は期末欠損金()	83,521,317,087	247,604,872,077

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第13特定期間 自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日	第14特定期間 自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	第13特定期間 平成22年 3月15日現在	第14特定期間 平成22年 9月15日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	3,849,698,401 円	252,393,336,534 円
期中追加設定元本額	262,297,696,768 円	500,471,842,388 円
期中一部解約元本額	13,754,058,635 円	80,873,418,829 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	252,393,336,534 口	671,991,760,093 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は83,521,317,087円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は247,604,872,077円です。
4. 特定期間末日における1口当たり純資産額	0.6691 円	0.6315 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

<p style="text-align: center;">第13特定期間 自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日</p>	<p style="text-align: center;">第14特定期間 自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日</p>
<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35%以内の額</p>	<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左</p>
<p>2．分配金の計算過程 （平成21年 9月16日から平成21年10月15日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（7,448,559円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,502,074,485円）及び分配準備積立金（916,874,445円）より分配対象収益は4,426,397,489円（1口当たり0.973911円）であり、うち45,449,724円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額（768,287円）によるものです。</p> <p>（平成21年10月16日から平成21年11月16日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（73,416,460円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（37,672,259,750円）及び分配準備積立金（901,929,124円）より分配対象収益は38,647,605,334円（1口当たり0.967240円）であり、うち399,565,928円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額（587,109円）によるものです。</p> <p>（平成21年11月17日から平成21年12月15日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（60,210,713円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（1,039,387,118円）、信託約款に規定される収益調整金（72,824,777,195円）及び分配準備積立金（880,001,033円）より分配対象収益は74,804,376,059円（1口当たり0.971785円）であり、うち769,762,309円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。当該分配金と</p>	<p>2．分配金の計算過程 （平成22年 3月16日から平成22年 4月15日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（713,282,864円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（20,840,209,959円）、信託約款に規定される収益調整金（393,665,917,045円）及び分配準備積立金（14,547,509,188円）より分配対象収益は429,766,919,056円（1口当たり1.055971円）であり、うち4,069,874,345円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 4月16日から平成22年 5月17日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（918,491,097円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（574,517,032,007円）及び分配準備積立金（33,963,404,363円）より分配対象収益は609,398,927,467円（1口当たり1.048064円）であり、うち5,814,519,485円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 5月18日から平成22年 6月15日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（341,152,831円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（605,844,923,736円）及び分配準備積立金（33,520,267,950円）より分配対象収益は639,706,344,517円（1口当たり1.038679円）であり、うち6,158,845,712円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年 6月16日から平成22年 7月15日までの分配金計算期間）</p>

<p style="text-align: center;">第13特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成21年 9月16日</p> <p style="text-align: center;">至 平成22年 3月15日</p>	<p style="text-align: center;">第14特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成22年 3月16日</p> <p style="text-align: center;">至 平成22年 9月15日</p>
<p>損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額(5,735,536円)によるものです。</p> <p>(平成21年12月16日から平成22年1月15日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(183,027,696円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(2,264,077,587円)、信託約款に規定される収益調整金(119,358,895,896円)及び分配準備積立金(1,804,187,270円)より分配対象収益は123,610,188,449円(1口当たり0.981721円)であり、うち1,259,117,267円(1口当たり0.010000円)を分配金額としております。</p> <p>(平成22年1月16日から平成22年2月15日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(309,074,911円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(175,135,936,884円)及び分配準備積立金(4,014,769,080円)より分配対象収益は179,459,780,875円(1口当たり0.973802円)であり、うち1,842,877,678円(1口当たり0.010000円)を分配金額としております。</p> <p>(平成22年2月16日から平成22年3月15日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(325,556,454円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(11,894,099,209円)、信託約款に規定される収益調整金(239,362,121,726円)及び分配準備積立金(3,954,026,235円)より分配対象収益は255,535,803,624円(1口当たり1.012451円)であり、うち2,523,933,365円(1口当たり0.010000円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(720,462,175円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(589,478,016,974円)及び分配準備積立金(32,887,388,903円)より分配対象収益は623,085,868,052円(1口当たり1.029910円)であり、うち6,049,907,493円(1口当たり0.010000円)を分配金額としております。</p> <p>(平成22年7月16日から平成22年8月16日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(864,214,588円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(578,971,655,081円)及び分配準備積立金(32,545,681,373円)より分配対象収益は612,381,551,042円(1口当たり1.021369円)であり、うち5,995,691,648円(1口当たり0.010000円)を分配金額としております。</p> <p>(平成22年8月17日から平成22年9月15日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(620,249,962円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(647,451,509,354円)及び分配準備積立金(32,228,915,148円)より分配対象収益は680,300,674,464円(1口当たり1.012365円)であり、うち6,719,917,600円(1口当たり0.010000円)を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	第14特定期間 自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

．金融商品の時価等に関する事項

項目	第14特定期間 平成22年 9月15日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	<p>（1）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>（2）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（有価証券に関する注記）

第13特定期間（平成22年3月15日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	168,872,019,447	20,046,954,432
合 計	168,872,019,447	20,046,954,432

第14特定期間（平成22年9月15日現在）

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	22,886,802,106
合 計	22,886,802,106

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・USリー ト・マザーファンド	352,403,363,759	423,941,246,602	-
	合 計		352,403,363,759	423,941,246,602	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・USリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・USリート・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	平成22年 3月15日現在	平成22年 9月15日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	13,872,664,182	11,842,125,373
投資証券	171,480,077,756	427,619,105,048
派生商品評価勘定	2,970,494	45,293,597
未収入金	173,882,923	377,712,386
未収配当金	322,043,362	345,814,823
流動資産合計	185,851,638,717	440,230,051,227
資産合計	185,851,638,717	440,230,051,227
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	56,959,753
未払金	14,394,787,555	6,215,985,725
未払解約金	-	7,678,207,290
流動負債合計	14,394,787,555	13,951,152,768
負債合計	14,394,787,555	13,951,152,768
純資産の部		
元本等		
元本	148,373,568,687	354,332,795,838
剰余金		
剰余金又は欠損金()	23,083,282,475	71,946,102,621
元本等合計	171,456,851,162	426,278,898,459
純資産合計	171,456,851,162	426,278,898,459
負債純資産合計	185,851,638,717	440,230,051,227

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日	自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>投資証券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成22年3月15日現在	平成22年9月15日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	2,776,795,854 円	148,373,568,687 円
期中追加設定元本額	146,344,530,220 円	246,396,568,235 円
期中一部解約元本額	747,757,387 円	40,437,341,084 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・USリート・ファンドA（為替ヘッジあり）	2,239,941,612 円	1,929,432,079 円
フィデリティ・USリート・ファンドB（為替ヘッジなし）	146,133,627,075 円	352,403,363,759 円
計	148,373,568,687 円	354,332,795,838 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	148,373,568,687 口	354,332,795,838 口
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.1556 円	1.2030 円

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	自平成22年3月16日 至平成22年9月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

・金融商品の時価等に関する事項

項目	平成22年9月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(有価証券に関する注記)

(平成22年3月15日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	171,480,077,756	16,330,875,590
合計	171,480,077,756	16,330,875,590

(平成22年9月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	25,095,690,161
合計	25,095,690,161

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
6. 取引の時価等に関する事項 についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成22年 3月15日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	6,912,188,241	-	6,915,158,735	2,970,494
合計	6,912,188,241	-	6,915,158,735	2,970,494

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（平成22年9月15日現在）

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	5,439,236,204	-	5,496,195,957	56,959,753
買建				
アメリカ・ドル	4,188,250,945	-	4,233,544,542	45,293,597
合計	9,627,487,149	-	9,729,740,499	11,666,156

（注1）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（注2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券				
アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL EST EQUITS INC	1,113,900.000	80,089,410.000	-
	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	1,292,700.000	39,866,868.000	-
	ANNALY CAPITAL MGMT INC REIT	1,919,300.000	34,355,470.000	-
	APARTMENT INV & MGMT CO A	5,304,262.000	118,603,298.320	-
	ASSOCIATED ESTATES REALTY-REIT	840,000.000	12,070,800.000	-
	BOSTON PROPERTIES INC	2,854,800.000	246,654,720.000	-
	BRANDYWINE REALTY TRUST	5,554,400.000	67,985,856.000	-
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES INC	1,593,261.000	21,333,764.790	-
	CEDAR SHOPPING CENTERS INC	2,913,900.000	17,978,763.000	-
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES TR	2,273,800.000	86,427,138.000	-
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	4,599,200.000	21,846,200.000	-
	DEVELOPERS DIVERSIFIED REALTY CORP	11,197,552.000	129,779,627.680	-
	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	4,062,200.000	39,972,048.000	-
	DIGITAL REALTY TRUST INC	2,447,700.000	151,879,785.000	-
	DUKE REALTY CORP	10,013,000.000	121,157,300.000	-
	EDUCATION REALTY TRUST INC	758,208.000	5,519,754.240	-
	EQUITY RESIDENTIAL	5,777,800.000	277,218,844.000	-
	EXCEL TRUST INC	718,085.000	8,107,179.650	-
	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST	1,359,500.000	109,997,145.000	-
	FRANKLIN STREET PPTYS CORP	1,921,923.000	23,274,487.530	-
	HCP INC	7,115,900.000	262,292,074.000	-
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	2,863,835.000	67,471,952.600	-
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	3,222,600.000	104,057,754.000	-
	HOME PROPERTIES INC	1,698,400.000	86,788,240.000	-
	HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	2,093,500.000	44,947,445.000	-
	HOST HOTELS & RESORTS INC	16,624,600.000	241,721,684.000	-
	KIMCO REALTY CORP	10,303,200.000	163,614,816.000	-
	KITE REALTY GROUP TRUST	2,591,948.000	12,415,430.920	-
	MACERICH CO/THE	3,614,985.000	155,625,104.250	-
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	1,589,700.000	15,769,824.000	-
	MID AMERICA APT CMNTY INC	895,000.000	51,659,400.000	-
	MONMOUTH RE INV CORP CL A REIT	1,508,060.000	11,084,241.000	-
	NATIONAL HEALTH INVESTORS INC	982,500.000	42,994,200.000	-
	NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	1,801,000.000	44,826,890.000	-
	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	1,648,900.000	64,389,545.000	-

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	2,037,100.000	43,777,279.000	-
	POST PROPERTIES INC	1,230,000.000	34,341,600.000	-
	PROLOGIS	14,945,809.000	168,289,809.340	-
	PUBLIC STORAGE INC	3,001,700.000	310,675,950.000	-
	REALTY INCOME CORP REIT	2,279,400.000	77,385,630.000	-
	SIMON PROPERTY GROUP INC	5,279,300.000	498,049,162.000	-
	SL GREEN REALTY CORP REIT	1,908,235.000	121,211,087.200	-
	SUN COMMUNITIES INC	786,000.000	23,745,060.000	-
	TANGER FACTORY OUTLET - REIT	1,103,200.000	51,740,080.000	-
	U STORE IT TRUST	3,798,998.000	33,051,282.600	-
	UDR INC	5,647,649.000	119,391,299.860	-
	VENTAS INC	4,922,200.000	260,728,934.000	-
	VORNADO REALTY TRUST	3,538,129.000	303,465,324.330	-
アメリカ・ドル 小計		177,547,339.000	5,029,629,558.310 (427,619,105,048)	
投資証券 合計			427,619,105,048 (427,619,105,048)	
合計			427,619,105,048 (427,619,105,048)	

(注) 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 48 銘柄	100.00%	100.00%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

A(為替ヘッジあり)

(2010年10月29日現在)

種類	金額	単位
資産総額	2,574,249,998	円
負債総額	94,110,264	円
純資産総額(-)	2,480,139,734	円
発行済数量	2,781,351,813	口
1単位当たり純資産額(/)	0.8917	円

B(為替ヘッジなし)

(2010年10月29日現在)

種類	金額	単位
資産総額	462,764,739,635	円
負債総額	936,285,743	円
純資産総額(-)	461,828,453,892	円
発行済数量	756,399,936,087	口
1単位当たり純資産額(/)	0.6106	円

(参考)マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・USリート・マザーファンド

(2010年10月29日現在)

種類	金額	単位
資産総額	472,594,166,998	円
負債総額	8,112,767,341	円
純資産総額(-)	464,481,399,657	円
発行済数量	392,214,402,553	口
1単位当たり純資産額(/)	1.1843	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものはありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一

部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

（2010年10月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について

適切に運用されているかを管理しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2010年10月29日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託128本、親投資信託51本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,263,292,378,413円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規則に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成21年3月31日)	第24期 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	457,408	872,753
前払費用	196,449	141,517
未収委託者報酬	3,351,037	4,090,233
未収収益	662,964	787,091
未収入金	*1 894,622	673,820
立替金	222,426	220,192
繰延税金資産	935,773	1,283,769
短期貸付金	*1 9,270,000	8,420,000
未収還付法人税等	197,489	-
未収還付消費税等	228,772	-
流動資産合計	16,416,944	16,489,378
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
投資有価証券	3,471	4,527
長期差入保証金	874,052	645,332
会員預託金	26,430	1,230
繰延税金資産	1,922,556	-
投資その他の資産合計	2,826,510	651,089
固定資産合計	2,833,998	658,576
資産合計	19,250,942	17,147,955

	第23期 (平成21年3月31日)	第24期 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	33,911	14,864
未払金	*1	
未払手数料	1,415,082	1,760,269
その他未払金	502,939	706,803
未払費用	1,210,915	1,256,306
未払法人税等	-	14,171
未払消費税等	-	43,012
賞与引当金	1,626,866	2,332,442
流動負債合計	4,789,715	6,127,869
固定負債		
長期賞与引当金	1,135,406	406,643
退職給付引当金	3,581,242	4,062,501
固定負債合計	4,716,648	4,469,144
負債合計	9,506,364	10,597,014
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,744,868	5,550,487
利益剰余金合計	8,744,868	5,550,487
株主資本合計	9,744,868	6,550,487
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	289	453
評価・換算差額等合計	289	453
純資産合計	9,744,578	6,550,941
負債純資産合計	19,250,942	17,147,955

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期	第24期
	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
営業収益		
委託者報酬	20,065,182	18,822,873
その他営業収益	6,472,679	4,395,223
営業収益計	26,537,861	23,218,096
営業費用		
支払手数料	8,760,856	8,357,908
広告宣伝費	414,173	744,550
公告料	864	780
受益証券発行費	1,837	526
調査費		
調査費	666,611	461,807
委託調査費	2,667,561	2,267,889
営業雑経費		
通信費	45,146	31,491
印刷費	181,167	107,855
協会費	27,746	21,625
諸会費	2,569	5,639
営業費用計	12,768,533	12,000,072
一般管理費		
給料		
役員報酬	424,304	353,613
給料・手当	3,705,312	3,247,899
賞与	801,174	3,009,997
福利厚生費	1,099,112	1,131,276
交際費	23,400	82,041
旅費交通費	186,651	152,312
租税公課	58,534	35,805
弁護士報酬	41,810	4,064
不動産賃借料・共益費	654,698	557,066
支払ロイヤリティ	345,440	58,245
退職給付費用	209,286	763,484
消耗器具備品費	67,201	65,723
事務委託費	4,076,521	3,037,657
諸経費	440,388	293,108
一般管理費計	12,133,838	12,792,296
営業利益（ 営業損失）	1,635,490	1,574,275
営業外収益	*1	
受取利息	136,208	84,143
保険配当金	12,678	13,381
為替差益	5,421	-
雑益	1,290	14,107
営業外収益計	155,599	111,633

	第23期	第24期
	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
営業外費用		
寄付金	5,315	-
為替差損	-	33,219
雑損	94,376	-
営業外費用計	99,691	33,219
経常利益(経常損失)	1,691,397	1,495,861
特別利益		
投資有価証券売却益	4	-
退職給付引当金戻入益	383,190	-
賞与引当金戻入益	418,216	-
特別利益計	801,411	-
特別損失		
特別退職金	570,633	22,027
事務過誤損失	4,155	1,571
投資有価証券売却損	-	98,200
特別損失計	574,789	121,798
税引前当期純利益		
(税引前当期純損失)	1,918,019	1,617,660
法人税、住民税及び事業税	43,925	2,471
法人税等調整額	1,249,147	1,574,249
法人税等合計	1,293,072	1,576,720
当期純利益(当期純損失)	624,946	3,194,381

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期		第24期	
	自 平成20年4月 1日	至 平成21年3月31日	自 平成21年4月 1日	至 平成22年3月31日
株主資本				
資本金				
前期末残高	1,000,000		1,000,000	
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高	1,000,000		1,000,000	
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高	8,119,921		8,744,868	
当期変動額				
純利益(純損失)	624,946		3,194,381	
当期変動額合計	624,946		3,194,381	
当期末残高	8,744,868		5,550,487	
株主資本合計				
前期末残高	9,119,921		9,744,868	
当期変動額				
純利益(純損失)	624,946		3,194,381	
当期変動額合計	624,946		3,194,381	
当期末残高	9,744,868		6,550,487	
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				
前期末残高	3		289	
当期変動額				
株主資本以外の項目の当				
期変動額(純額)	286		743	
当期変動額合計	286		743	
当期末残高	289		453	
純資産合計				
前期末残高	9,119,918		9,744,578	
当期変動額				
純利益(純損失)	624,946		3,194,381	
株主資本以外の項目の当				
期変動額(純額)	286		743	
当期変動額合計	624,660		3,193,640	
当期末残高	9,744,578		6,550,941	

重要な会計方針

項目	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法によっております。）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 （平成21年3月31日現在）	第24期 （平成22年3月31日現在）
*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 未収入金 660,620千円 短期貸付金 9,270,000千円 未払金 79,371千円	*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 未収入金 361,536千円 短期貸付金 8,420,000千円 未払金 282,829千円

（損益計算書関係）

第23期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第24期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が136,208千円含まれております	*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が84,143千円含まれております。

（株主資本等変動計算書関係）

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

（リース取引関係）

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度により、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）. 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）. 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）. 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	872,753	872,753	-
(2)未収委託者報酬	4,090,233	4,090,233	-
(3)短期貸付金	8,420,000	8,420,000	-
資産計	13,382,986	13,382,986	-
(4)未払手数料	1,760,269	1,760,269	-
負債計	1,760,269	1,760,269	-

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）～（3）現金及び預金、未収委託者報酬、短期貸付金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）未払手数料

これらはほとんど短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第23期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,000	1,710	289
小計	2,000	1,710	289
合計	2,000	1,710	289

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
104	4	-

第24期（平成22年3月31日現在）

1. その他有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,000	2,765	765
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	3,761	4,527	765
合計	3,761	4,527	765

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
1,901,800	-	98,200

（デリバティブ取引関係）

第23期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)																																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,551,310千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,551,310千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">29,932千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">3,581,242千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,581,242千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	3,551,310千円	(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円	(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円	(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円	(5) 退職給付引当金	3,581,242千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">4,027,690千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,027,690千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">34,811千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">4,062,501千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,062,501千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,027,690千円	(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円	(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円	(5) 退職給付引当金	4,062,501千円																
(1) 退職給付債務	3,551,310千円																																				
(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円																																				
(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円																																				
(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円																																				
(5) 退職給付引当金	3,581,242千円																																				
(1) 退職給付債務	4,027,690千円																																				
(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円																																				
(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円																																				
(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円																																				
(5) 退職給付引当金	4,062,501千円																																				
<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">255,065千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">26,951千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">21,321千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">16,202千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">244,493千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1.8%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 勤務費用	255,065千円	(2) 利息費用	26,951千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	244,493千円	(1) 割引率	1.8%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">605,150千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">19,974千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">86,371千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,879千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">716,374千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 勤務費用	605,150千円	(2) 利息費用	19,974千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	716,374千円	(1) 割引率	1.6%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年
(1) 勤務費用	255,065千円																																				
(2) 利息費用	26,951千円																																				
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円																																				
(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円																																				
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																				
(6) 退職給付費用の額	244,493千円																																				
(1) 割引率	1.8%																																				
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																				
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																				
(1) 勤務費用	605,150千円																																				
(2) 利息費用	19,974千円																																				
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円																																				
(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円																																				
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																				
(6) 退職給付費用の額	716,374千円																																				
(1) 割引率	1.6%																																				
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																				
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																				

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,487,074千円	1,653,031千円
賞与引当金	1,114,005千円	1,000,711千円
未払費用否認	231,199千円	458,688千円
繰越欠損金	-	585,286千円
その他	373,819千円	12,804千円
繰延税金資産小計	<u>3,206,099千円</u>	<u>3,710,523千円</u>
評価性引当額	<u>347,768千円</u>	<u>2,426,754千円</u>
繰延税金資産合計	<u>2,858,330千円</u>	<u>1,283,769千円</u>

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率 40.69%	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 6.44%	
評価性引当額 18.13%	
過年度法人税等 2.21%	
その他 <u>0.05%</u>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 67.42%	

（関連当事者との取引）

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 1,194	投資顧問業	被所有間接 100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 308,425	未収入金	千円 160,351
								共通発生経費受取額（注2）	5,188		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,130,123	未払金	56,191
								共通発生経費負担額（注2）	733,585		
								金銭の貸付（注3）	570,000	短期貸付金	9,270,000
								利息の受取（注3）	136,208	未収入金	29,879
親会社の子会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接 100%	兼任 1名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	603,931	未払金	23,433
								連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	436,083

（2）兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任 1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,214,042	未払金	千円 120,576

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	FIL リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	金銭の貸付（注3）	千円 850,000	短期貸付金	千円 8,420,000
			利息の受取（注3）					84,143	未収入金	18,902	
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任1名	当社事業活動の管理等	連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	246,491

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 977,263	未払金	千円 121,196

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の收受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
1株当たり純資産額 487,228円92銭	1株当たり純資産額 327,547円06銭
1株当たり当期純利益 31,247円32銭	1株当たり当期純損失 159,719円06銭
(注)	(注)
1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
損益計算書上の当期純利益 624,946千円	損益計算書上の当期純損失 3,194,381千円
普通株式に係る当期純利益 624,946千円	普通株式に係る当期純損失 3,194,381千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数 20,000株	普通株式の期中平均株式数 20,000株

(重要な後発事象)

第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと、
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと、
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業の譲渡または事業の譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2010年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	中央三井アセット 信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社	51,000百万円	
販売会社	エース証券株式 会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	PWM日本証券株 式会社	3,000百万円	
	極東証券株式 会社	5,251百万円	
	黒川木徳証券株 式会社	2,065百万円	
	フィデリティ証券 株式会社	4,907百万円	
	マネックス証券株 式会社	7,425百万円	
	三菱UFJメリル リンチPB証券株 式会社	8,000百万円	
	かざか証券株式 会社	3,000百万円	
	リテラ・クレア証 券株式会社	3,794百万円	
	日興コーディアル 証券株式会社	10,000百万円	
	野村證券株式 会社	10,000百万円	
	ワイエム証券株 式会社	1,270百万円	
	コスモ証券株式 会社	13,500百万円	
西日本シティTT 証券株式会社	1,575百万円		
楽天証券株式 会社	7,495百万円		

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2010年9月末日現在)	事業の内容
	株式会社SBI証券	47,937百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
	SMBCFriend証券株式会社	27,270百万円	
	岡三オンライン証券株式会社	7,000百万円	
	株式会社清水銀行	8,670百万円	
	株式会社新生銀行	476,296百万円	
	株式会社池田泉州銀行	50,710百万円	
	株式会社関西アーバン銀行	47,039百万円	
	株式会社八千代銀行	43,734百万円	
	株式会社山口銀行	10,005百万円	
	株式会社伊予銀行	20,948百万円	
	株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	
	株式会社りそな銀行	279,928百万円	
	株式会社十六銀行	36,839百万円	
	株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	
	株式会社みずほ銀行	700,000百万円	
	株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円		
株式会社滋賀銀行	33,076百万円		

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2010年9月末日現在)	事業の内容
	中央三井信託銀行株式会社	399,697百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
運用の委託先	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー	7,950米ドル (約0.7百万円*) * 1米ドル88.48円で換算 (2010年6月末日現在)	主として米国においてファンドに対する投資顧問業務を営んでいます。

新規募集は行なっておりません。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行いません。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行いません。

(3) 運用の委託先：

名称	委託する業務の内容
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（所在地：米国マサチューセッツ）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図（為替ヘッジ取引を除きます。）を行いません。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 運用の委託先：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2010年4月9日 有価証券届出書の訂正届出書

2010年5月24日 臨時報告書

2010年6月11日 有価証券報告書

2010年6月11日 有価証券届出書の訂正届出書

2010年8月13日 有価証券届出書の訂正届出書

2010年8月23日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年4月14日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・USリート・ファンド A（為替ヘッジあり）の平成21年9月16日から平成22年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・USリート・ファンド A（為替ヘッジあり）の平成22年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年4月14日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・USリート・ファンド B（為替ヘッジなし）の平成21年9月16日から平成22年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・USリート・ファンド B（為替ヘッジなし）の平成22年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 畑 茂
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月13日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・USリート・ファンド A（為替ヘッジあり）の平成22年3月16日から平成22年9月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・USリート・ファンド A（為替ヘッジあり）の平成22年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年10月13日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・USリート・ファンド B（為替ヘッジなし）の平成22年3月16日から平成22年9月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・USリート・ファンド B（為替ヘッジなし）の平成22年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月28日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 梅 木 典 子
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。